

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

# 東京都公報

発行 東京都

## 規則

東京都表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

### ◎東京都規則第六十三号

東京都知事 小池百合子

#### 目次

35

#### 規則

- 東京都表彰規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部秘書課）…一
- 都府県マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部管理課）…一
- 東京都マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部管理課）…一
- 東京都内管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部総務課）…二
- 東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…二
- 東京都の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…二
- 東京都職員研修規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都職員表彰規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…三
- 東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災管理課）…五

第七条中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

#### 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

都府県マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ◎東京都規則第六十四号

都府県マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

#### 附則

都府県マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

#### 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都府内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

### ●東京都規則第六十五号

東京都府内管理規則の一部を改正する規則

東京都府内管理規則（昭和四十五年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を加え、「及び中央卸売市場長」を「、中央卸売市場長及びスタートアップ戦略推進本部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都本府舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第六十六号

東京都本府舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

東京都本府舎防火・防災管理規則（昭和四十一年東京都規則第百十三号）の一部を次

のようにより改正する。

第三条第一項中「第一本府舎共同防火・防災管理協議会」を「第一本府舎防火・防災管理協議会」に、「第二本府舎共同防火・防災管理協議会」を「第二本府舎防火・防災管理協議会」に改める。

第十二条第一項中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加える。

別表第二一の部施設検査の款警報設備の項中「非常警報器具及び設備」を「、非常警報器具及び非常警報設備」に改める。

#### 附 則

東京都知事 小池百合子

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

### ●東京都規則第六十七号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加える。

第二十条第三項中「余白」を「余白等」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第六十八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第三項中「第三条の四第一項第一号から第九号まで」を「第三条の四第一項各号」に、「第三条の四第一項第一号から第六号まで」を「第三条の四第一項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員研修規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

### ●東京都規則第六十九号

東京都職員研修規則の一部を改正する規則

東京都職員研修規則（昭和四十三年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第七十号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を

改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則（昭和四十年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二本局の項中「総務部主計課課長代理（財務担当）、課長代理（財務調査担当）」を「総務部主計課課長代理（経営戦略担当）、課長代理（経営企画担当）、課長

代理（予算総括担当）、課長代理（予算調査担当）」に、「課長代理（団体連携推進担当）、課長代理（予算担当）及び課長代理（予算調査担当）」を「及び課長代理（団体連携推進担当）」に、「課長代理（給与担当）、課長代理（コンプライアンス推進

担当）及び課長代理（コンプライアンス監理担当）」を「及び課長代理（給与担当）」に、「及び課長代理（業務指導担当）」を「、課長代理（業務指導担当）、課長代理（コンプライアンス推進担当）及び課長代理（コンプライアンス監理担当）」に改める。

別表第三本局の項中「課長代理（調整担当）」を「課長代理（危機管理担当）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第七十一号

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則

東京都職員表彰規則（昭和五十九年東京都規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第七十二号

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都職員健康管理規則（昭和五十九年東京都規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、

「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加え、同条第三号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第七十三号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則（平成三年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加え、同条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第七十四号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第七十五号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二条から第三十二条まで」を「第二十三条、第三十四条」に改める。  
附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

別表1の部(1)の項アを削り、同項イ中「、警備第二課」を削り、「サイバー犯罪対策課」の下に「、組織犯罪対策総務課、犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」を、「警視庁生活安全特別捜査隊」の下に「、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊」を加え、「管理職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の二に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員、東京都的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）第四条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「管理職員」と総称する。）」に改め、同項中イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同表1の項中「イ並びに」を削り、同表4の部(1)の項中「警備第一課」の下に「、警備第二課」を加え、同表12の項中「六百七十円」を「七百三十円」に改め、同表20の項を次のように改める。

次のように改正する。

20 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二曆日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第七十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年東京都規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項旅費の欄中「一級の職務にある者」を「職務の級が一級の者」に改める。

別記第一号様式(裏)中「発達」を「障害」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の災害救助法施行細則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができます。

発行  
電話 ○三(五三二二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001

定価  
一本号  
(郵送料を含む。) 三〇円

印刷所  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051